

事務連絡  
令和5年8月28日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉施設等災害復旧費担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課

社会福祉施設等災害復旧費における寄付金その他の収入の取扱いについて

標記の補助金の交付については、「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされていますが、標記補助金における「寄付金その他の収入」の取扱いについて、別添「厚生労働省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」（令和5年8月14日会発0814第7号大臣官房会計課長通知）が発出され、同通知によるものとしますのでお知らせいたします。

また、同通知のとおり、補助金の交付額の算定に当たり、過去において補助金等の交付を受けて建設し又は改造改築等により効用の増加した既存建物等（以下、「過去に補助金等を受けた建物等」という。）か否かにかかわらず保険金等収入を総事業費から控除することとし、その算定方法については下記のとおりとなりますので、念のため申し添えます。

各都道府県担当課におかれましては、同通知及び本事務連絡の内容を十分御了知の上、関係部署及び管内市町村に周知いただき、その取扱いについて遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 控除の対象となる建物等について

過去に補助金等を受けた建物等か否かにかかわらず全ての建物等について控除を行うものとする。

2. 控除の方法について

次に示す計算式によるものとする。

$$\text{「総事業費」} - (\text{「保険金等収入」} - \text{「査定額」} \times \text{「自己負担率」})$$

※「査定額」×「自己負担率」とは交付要綱等により算出される事業者の自己負担相当とする。

例えば、災害復旧費補助金の補助率が4分の3の場合、自己負担率は4分の1となる。

会発 0814 第 7 号  
令和 5 年 8 月 14 日

内部部局の長 殿

大臣官房会計課長  
(公印省略)

厚生労働省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて

標記については、別紙により取り扱うこととしたので通知する。

なお、昭和 35 年 4 月 25 日会発 1312 号「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」は廃止する。

## 厚生労働省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて

厚生労働省所管の補助金等の交付に当たり控除すべき寄付金その他の収入の取扱いについては、その範囲等につき、それぞれの法令の定めるところによるほか、次のとおり定める。

なお、この取扱いは、法律補助、予算補助の如何にかかわらず適用されるものであるから念のため申し添える。

### 1 寄付金その他の収入の範囲について

#### (一) 寄付金

寄付者がその用途を、補助事業等（間接補助事業等を含む。以下同じ。）に指定する寄付金をいい、用途を指定しない一般寄付金及び総事業のうち、補助対象外の事業に対する寄付金は、ここにいう寄付金とはみなさないものであること。

ただし、補助事業者又は間接補助事業者が社会福祉法人等営利を目的としない法人である場合は、その特殊性を考慮し、法令に別段の定めのない限り、これら法人に対する寄付金は、補助事業等に指定するものであってもここにいう寄付金とみなさないものであること。

#### (二) その他の収入

ここにいう収入とは、原則として、現金収入のみに限定せず、評価額、徴収法定額等をも含めることとし、収入の種類及び範囲は次のとおりとする。

- ① 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金、返還金等の収入
- ② 契約違反による違約徴収金の収入
- ③ 既存建物等の全部又は一部が被災したことに伴う火災保険、地震保険による保険金収入等から交付要綱等により算出される自己負担相当を控除した額
- ④ その他各補助金等の性質に応じた当該補助事業等に関する収入

### 2 寄付金その他の収入の控除の方法について

寄付金その他の収入があるときは、補助金等の交付額の算定過程において控除するものとする。

なお、具体的な取扱いについては、各補助金等の性質を勘案のうえ、別途定められる交付要綱等によるものであること。